

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 通訳案内業法の一部改正

一 題名及び目的の改正

今般の通訳案内業制度の抜本的な見直しに伴い、題名を「通訳案内士法」と改めるとともに、目的についても、通訳案内士の制度を定め、その業務の適正な実施を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もって国際観光の振興に寄与することと改めるものとする。

（題名及び第一条関係）

二 通訳案内士の資格に関する規定の整備

1 通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。）を行うことを業とするものとする。

（第二条関係）

2 通訳案内士試験に合格した者は、通訳案内士となる資格を有するものとする。

（第三条関係）

- 3 懲戒処分により通訳案内士又は地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないものは、通訳案内士となる資格を有しないものとする。

（第四条第二号及び第三号関係）

三 通訳案内士試験の目的、方法及び内容等の明確化のための規定の整備

- 1 通訳案内士試験は、通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とするものとする。

（第五条関係）

- 2 通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行い、口述試験は、筆記試験に合格した者につき、通訳案内の実務について行うものとする。

（第六条関係）

- 3 一の外国語による筆記試験に合格した者に対しては次回の通訳案内士試験の当該外国語による筆記試験を、一の外国語による通訳案内士試験に合格した者に対しては他の外国語による通訳案内士試験の外国語以外の科目についての筆記試験を、一定の科目について筆記試験に合格した者と同等以上の知識又は能力を有する者に対しては当該科目についての試験を、それぞれ免除するものとする。

（第七条関係）

4 その他通訳案内士試験の実施について所要の規定を整備するものとする。

四 事業免許制から有資格者登録制への移行に伴う規定の整備

1 通訳案内士となる資格を有する者が通訳案内士となるには、通訳案内士登録簿に、所要の事項の登録を受けなければならないものとする。

（第十八条関係）

2 通訳案内士登録簿は、都道府県に備えるものとする。

（第十九条関係）

3 都道府県知事は、登録の申請をした者が通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならないものとする。

（第二十一条第一項関係）

4 都道府県知事は、通訳案内士の登録をしたときは、通訳案内士登録証を交付するものとする。

（第二十二条関係）

5 通訳案内士がその業務を廃止したとき、死亡したとき、欠格事由に該当したとき又は偽りその他不正の手段により通訳案内士の登録を受けたことが判明したときには、都道府県知事は、その登録を抹消しなければならないものとする。

（第二十五条第一項関係）

6 通訳案内士が3の国土交通省令で定める者に該当するに至った場合には、都道府県知事は、その登録を抹消することができるものとする。

（第二十六条関係）

7 都道府県知事は、通訳案内士登録簿を公衆の閲覧に供しなければならないものとする。

（第二十七条関係）

五 通訳案内士の業務に関する規定の整備

1 通訳案内士は、その業務を行う前に、通訳案内を受ける者に対して、通訳案内士登録証を提示しなければならぬものとする。

（第二十九条第一項関係）

2 通訳案内士は、通訳案内士の信用又は品位を害するような行為をしてはならないものとする。

（第三十一条関係）

3 通訳案内士は、必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならないこととし、国土交通大臣及び都道府県知事は、そのため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

（第三十二条関係）

4 通訳案内士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、都道府県知事は、戒告、一年

以上の業務の停止又は業務の禁止を内容とする懲戒処分を行うことができるものとする。

（第三十三条第一項関係）

5 都道府県知事は、通訳案内士に対し、その業務に関し必要な報告を求めることができるものとする。

（第三十四条関係）

六 その他

1 通訳案内士の団体

(1) 通訳案内士の品位の保持及び資質の向上を図ること等を目的とする団体は、国土交通大臣に対して、届け出なければならないものとする。

(2) 通訳案内士の団体は、通訳案内士に対する研修を実施しなければならないものとする。

(3) 国土交通大臣は、通訳案内の適正な実施を確保するため必要があるときは、(1)の団体に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができるものとする。

（第三十五条関係）

2 通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならないものとする。

(第三十六条関係)

3 通訳案内士でない者は、通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならないものとする。

(第三十七条関係)

七 罰則の整備その他所要の改正を行うものとする。

第二 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正

一 題名及び目的の改正

法律の題名を「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」と改めるとともに、目的に、地域における創意工夫を生かした観光の振興に関する活動を促進することを追加する等所要の改正を行うものとする。

(題名及び第一条関係)

二 定義

五 1 (1)の認定を受けた者が、単独で又は他の者と共同して実施する外国人観光旅客の来訪の促進に資する施設の整備等を「地域観光振興事業」と定めるものとする。

(第二条第三項関係)

三 基本方針に定める事項の追加

国土交通大臣の基本方針に定める事項として、地域観光振興事業の実施について指針となるべき事項を追加するものとする。

（第三条第二項関係）

四 地域観光振興計画

外客来訪促進地域の区域内にある市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村への外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する計画（以下「地域観光振興計画」という。）を定めることができるものとする。

（第五条関係）

五 地域観光振興事業の促進

1 地域観光振興事業計画の認定等

(1) 民法第三十四条の規定により設立された法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他地域観光振興事業の推進を図るのにふさわしい者は、地域観光振興計画に記載された地域観光振興事業に関する総合的かつ基本的な構想（以下「地域観光振興事業構想」という。）を作成し、これを市町村に提出して、当該地域観光振興事業構想が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

（第六条第一項及び第三項関係）

(2) 地域観光振興事業構想には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

イ 振興地域における地域観光振興事業の概要

ロ イの事業を実施することにより期待される効果

（第六条第二項関係）

(3) (1)の認定を受けた者は、単独で又は他の者と共同して、認定を受けた地域観光振興事業構想に記載されている地域観光振興事業に関する計画（以下「地域観光振興事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができるものとする。 （第八条第一項及び第四項関係）

(4) 地域観光振興事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

イ 地域観光振興事業の目標及び内容

ロ 地域観光振興事業の実施時期

ハ 地域観光振興事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

（第八条第三項関係）

(5) 道路運送法及び海上運送法の特例

国土交通大臣の認定を受けた地域観光振興事業計画に従って、道路運送事業又は海上運送事業が実施される場合において、道路運送法又は海上運送法に基づく手続のうち一定のものについての特

例を定めるものとする。

（第十条及び第十一条関係）

(6) 地方債の特例

国土交通大臣の認定を受けた地域観光振興事業計画に従って行われる施設の設置又は当該施設の使用に供する土地の取得等に係る経費のうち一定のものについて、市町村が助成を行おうとする場合について、地方債の起債の特例を定めるものとする。

（第十二条関係）

2

地域観光振興計画の作成等の提案

- (1) 民法第三十四条の規定により設立された法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他地域観光振興事業の推進を図るのにふさわしい者であつて、地域観光振興事業構想を作成し、又は変更しようとするものは、市町村に対し、そのために必要な地域観光振興計画の作成又は変更をすることを提案することができるものとする。

（第十四条関係）

- (2) 市町村は、(1)の提案が行われたときは、その提案を踏まえた地域観光振興計画の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、その案を作成しなければならぬものとし、その必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者

に通知しなければならないものとする。

（第十五条及び第十六条関係）

六 その他所要の改正を行うものとする。

第三 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正

一 外客来訪促進計画に定める事項の追加等

都道府県は、その外客来訪促進地域において地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る場合にあつては、外客来訪促進計画に、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項その他必要な事項を定めるものとし、国土交通大臣は、その外客来訪促進地域において地域固有の観光の魅力についての通訳案内士に対する外国人観光旅客の需要に応ずるに足りる適当な通訳案内士が不足している等、一定の要件に該当する場合に、当該計画に同意するものとする。

（第四条関係）

二 公共交通事業者等が講ずべき措置

1 公共交通事業者等は、国土交通大臣が定める基準に従い、外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供を促進するための措置（以下「情報提供促進措置」という。）を講ずるよう努めなければならないものとする。

（第十九条関係）

2 国土交通大臣は、外国人観光旅客の円滑な利用を確保するため、外国語等による情報の提供の促進を図ることが特に必要であると認めるときは、公共交通事業者等の事業に係る路線等のうち、一定の要件に該当する区間を情報提供促進措置を講ずべき区間として指定することができるものとし、その区間において事業を営んでいる公共交通事業者等は、その指定された区間において事業の用に供する旅客施設及び車両等に係る情報提供促進措置を実施するための計画を作成し、これに基づき、当該情報提供促進措置を実施しなければならないものとする。 （第二十条及び第二十一条関係）

3 国土交通大臣は、公共交通事業者等が2に従って情報提供促進措置を実施していないと認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該情報提供促進措置を実施すべきことを勧告することができるものとし、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。 （第二十二条関係）

三 地域限定通訳案内士

1 地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とするものとし、当該地域限定通訳案内士については、通訳案内士法の規定は適用しないもの

とすること。

（第二十三条関係）

2 地域限定通訳案内士試験に合格した者は、当該地域限定通訳案内士試験が行われた都道府県の区域において、地域限定通訳案内士となる資格を有するものとする。こと。
（第二十四条関係）

3 地域限定通訳案内士試験は、地域限定通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とし、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項を含む外客来訪促進計画について国土交通大臣が同意した場合に限り、都道府県知事が、これを行うものとする。こと。

（第二十六条関係）

4 地域限定通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行うものとし、筆記試験は外国語のほか、当該都道府県の区域に係る地理、歴史等の科目について、口述試験は筆記試験に合格した者につき、当該都道府県の区域における通訳案内の実務について行うものとする。こと。
（第二十七条関係）

5 都道府県知事は、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして当該都道府県知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験事務の全部又は一部を行わせることがで

きるものとする。

（第二十八条第一項関係）

6 都道府県知事による指定試験機関の役員の選任及び解任の認可、事業計画及び収支予算の認可、監督命令、報告及び立入検査等、指定試験機関の適正な運営を確保するための所要の規定を置くものとする。

（第二十九条から第三十二条まで関係）

7 地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならないものとする。

（第三十四条関係）

8 地域限定通訳案内士は、その業務に関して地域限定通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た都道府県の名称を明示してするものとし、当該都道府県以外の地域の名称を表示してはならないものとする。

（第三十五条関係）

9 通訳案内士法の関係規定を、地域限定通訳案内士試験及び指定試験機関、地域限定通訳案内士の登録及び業務並びに地域限定通訳案内士の団体について、それぞれ準用するものとする。

（第三十六条関係）

四 罰則の整備その他所要の改正を行うものとする。

第四 施行期日その他

一 この法律は、平成十八年四月一日から施行するものとする。ただし、第二については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について規定するものとする。

（附則第二条から第十一条まで関係）

三 その他所要の改正を行うものとする。

（附則第十二条から第十六条まで関係）